## 第31号議案

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月18日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市火災予防条例の一部を改正する条例

中間市火災予防条例(昭和37年中間市条例第4号)の一部を次のように改正する。 第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が一種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動 火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に 供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定 める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(設置の免除)

- 第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、 次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防 災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防 災警報器等」という。)を設置しないことができる。
  - (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に スプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>種別が一種</u>の閉鎖型 スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に 定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設 置したとき。

 $(2)\sim(5)$  (略)

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に 特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必 要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関す る省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定 める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置 したとき。

(7) (略)

(設置の免除)

- 第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、 次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防 災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防 災警報器等」という。)を設置しないことができる。
  - (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に スプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u> の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令 第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例 により設置したとき。

 $(2)\sim(5)$  (略)

(6) (略)